

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人 藤英会

I.施設理念

～ のびのび 明るく 穏やかな暮らし ～

II 施設方針

1. 一人でも多くの方に＜家としての暮らしの場＞を提供することが私たちの使命です。
2. スタッフは＜心をつなぐ＞にし、ご利用者様の暮らしに寄り添ってまいります。
3. ご利用者様のお話を丁寧に聞き、ご家族参加型の施設運営を目指します。
4. 地域の皆様に、お気軽にご利用いただき、また育てていただけるよう取り組んでいきます。
5. スタッフ一人一人の＜やる気＞と＜向上＞を支援するためのシステムを整えております。

III. 事業方針

介護業界が懸念していた 2025 年となり、団塊の世代が後期高齢者になりました。そして人手不足は介護業界だけではなくすべての業界で抱える大きな社会問題となっています。想定外の問題も起きています。特別養護老人ホームの入居待機者は減少し、施設は入居者の確保に苦勞する時代となりました。いずれはと予想していましたが思っていたより早い時期となりました。

選ばれる施設、魅力ある施設運営はこれからも継続していかなければなりません。また懸念される人手不足の解消として外国人介護人材の雇用を進めてきましたが、これからも継続していきます。

外国人の雇用増加および介護 DX を勧める準備として基本に立ち返り、みどりの丘の介護、施設理念や施設方針を明確にし、職員ひとり一人が同じ方向を見ていけるようにしていきます。

IV.事業目標

- (1) 施設理念、施設方針に沿った介護を行います
- (2) 介護DXによる業務効率化の準備を進めます
- (3) 外国人雇用など多様な人材確保により安定したサービスを提供していきます。
- (4) 自然災害と感染症のBCPを継続し持続可能な運営を行います。
- (5) 各部署の努力により選ばれる施設を意識し、高稼働率の維持に繋がります。

V.事業実施計画

(1) 介護老人福祉施設事業

① 「のびのび 明るく 穏やかな暮らし」

施設理念に沿った施設運営を行っていきます。

この理念は利用者様、来訪されるご家族様や関係者のみなさま、働く職員すべての人が「のびのび 明るく 穏やかな」の気持ちでいることを目指します。

② 介護三大原則に立ち返る

きたる介護DXの準備として介護の本質が失われることがないように「介護三大原則」に立ち返ります。介護を行う上で一番大切なことは何かを掘り下げ、職員一同で共有していきます。

③ 社会との繋がりを大切にする

2022年よりSDGS活動および脱炭素活動で社会と繋がってきました。

今年度も利用者様のおむつの見直しを行っています。10名の方が布パンツに切り替えることができ、この内容を「川崎SDGS大賞」に応募し「優秀賞」を受賞しました。こうした活動を通じ介護の仕事の理解を広めていきます。

④ 目標稼働率

各部署との連携より入居稼働率はユニット98%・従来型91%、空所利用と合わせ、年間稼働率98%を目指します。

(2) 短期入所生活介護事業所

- ① 笑顔をコンセプトとしたスマイルステイのサービス
ゆったりできるご入浴や、気軽に話しかけることのできる落ち着いた雰囲気づくりを目指し、ご利用者様が笑顔で安心して過ごせる環境を整えていきます。
「また来たい」と笑顔が見られるスマイルステイを目指します。
- ② 広報活動
スマイルステイの活動内容を、ホームページや SNS を活用し、居宅介護支援事業所やご家族等に発信します。新規のご利用者様やリピーターの獲得に繋がります。
- ③ 365 日の受け入れ体制
大型ショートステイの利点を生かし、土日祝も含め相談員も常時配置し、緊急の問い合わせにも対応ができるようにします。着替えの衣類も不要で、事前の準備も殆どなく来所できます。
- ④ 目標稼働率
令和 7 年度は、スマイルステイを軸にサービスの質の向上と新規利用者の受け入れ増加を目指し、引き続き 140%の稼働率を目指します。

(3) 居宅介護支援事業所

- ① 居宅介護支援事業所の使命を念頭に置き、藤英会の一事業所として、居宅介護支援事業所からショートステイ、特別養護老人ホームへ連携の強化を続けていきます。
同じ法人だからこそ、互いにコミュニケーションを取り、ご利用者様の状況をしっかりと把握したうえで、ご利用者様、ご家族様共に笑顔で暮らして頂けるように、在宅生活から施設入所までの切れ目のない援助を行う窓口の役割を果たしていきます。
- ② ご利用者様やご家族様の意向を尊重し、十分な説明および傾聴を行い信頼関係を築けるように努めます。常に、ご利用者様の立場に立ち、ご利用者様ご自身のご希望やご家族のご要望を尊重し、適切な自己選択によりご利用者様が住み慣れた自宅で、一日一日を笑顔で過ごすことができるように努めます。
- ③ 介護支援専門員として資質・専門性の向上、ご利用者の多様化するニーズにお応えできるように、各種等への積極的な参加により専門知識を広め、適切なケアマネジメントを行えるように努めます。
- ④ 法人内の連携と、地域ニーズに答えるため、稼働率 100%を維持できるように努めます。

VI.介護サービス指針

① 暮らしの場を提供する

自宅での生活が困難になった方が入居されるのが特別養護老人ホームです。入居することで暮らしの場を奪われることのないように「その人の暮らし」を意識し、可能な限り今までと近い暮らしが継続できるような援助に努めます。

② 自己決定を尊重する

年を重ねても、介護が必要になっても自分がしたいことやりたいことはあるはずです。介護者都合の援助にならないように、「ご本人が望む生活とは何か」を多職種で話し合いながら援助していきます。

③ 残存能力を活用する

日常生活の動作で「ご本人が出来ることはしていきながら、出来ないことを支援する」という基本的な考え方を再構築し、能力に応じた自立した日常生活が送れるように支援します。

④ 思いやりのある介護を行う

人生の先輩である利用者様を敬う気持ちを忘れないようにします。

利用者様の思いを尊重し、相手の立場になって考えることが介護職に努めであることを念頭におき援助します

VII.提供するサービス内容

(1) 行事・イベント

4月	お花見（施設周辺）	桜カフェ
5月	端午の節句	筍ご飯
6月	開設記念日	松花堂弁当
7月	七夕	土用の丑の日（うなぎ）
8月	花火大会	かき氷
9月	敬老会	お祝い御前
10月	お月見	秋カフェ
11月	秋まつり	屋台メニュー
12月	クリスマス会	クリスマスメニュー
1月	お正月	おせち・お汁粉
2月	節分	節分メニュー（鯛、大豆）
3月	ひな祭り	ちらし寿司
イベント	フロア別に企画	
外出レク	花見・外食・買い物	状況を見ながら

VIII. 職員研修計画と活動

(1) 定例研修・学習会

実施月	研修内容	主催
4 月	令和 7 年事業計画書 法令遵守・モラルについて	施設長
5 月	高齢者虐待防止（身体拘束含む）と不適切ケアについて	権利擁護委員会
6 月	食中毒の予防および蔓延防止に関する事例検討	栄養士
7 月	事故の発生またはその再発防止について	事故防止委員会
8 月	高齢者の体調変化と観察、夜間緊急時の対応	看護師
9 月	認知症に関する研修	認知症ケアリーダー
10 月	救命救急と緊急時の対応	介護長
11 月	感染症の予防・蔓延防止に関する研修と事例検討	看護師
12 月	高齢者の安全な食事に関する研修	栄養士
1 月	介護保険法とケアプランについて	介護支援専門員
2 月	褥瘡および看取りに関する研修	看護師
3 月	事故の発生またはその再発防止に関する研修	事故防止員会
随時	介護技術などの勉強会	介護長

(2) 会議

会議	出席者	開催頻度	主催
定例会	施設長、事務長、専門職 介護マネージャ・チーフ・ リーダー	第 1 木曜日	施設長
ケアトップ会議	施設長、副施設長 介護マネージャ・チーフ	第 2 月曜日 第 4 木曜日	施設長
リーダー会議	介護マネージャ・チーフ リーダー	毎月	介護マネージャ 介護チーフ
フロアー会議	介護マネージャ・チーフ 介護リーダー・スタッフ	毎月	介護リーダー
ナース会議	看護師、施設長、栄養士	毎日	看護
カンファレンス サービス担当者会議	介護マネージャ・チーフ 介護スタッフ（居担）、 栄養士、看護師、ご家族様	随時	介護支援専門員

(2) 委員会

委員会	内容	開催日
入退所委員会	・ 川崎市の指針に合わせ希望者を選定する ・ 面談を行い、面談シートを作成する ・ 面談シートに基づき入所判定を行う	1 回/3 カ月
生産性向上委員会	・ 介護現場の生産性向上推進のための話し合い ・ 現場の課題を見える化する ・ 介護職員の負担軽減について話し合う	1 回/3 カ月
事故防止委員 身体拘束廃止	・ 事故防止と再発防止について話し合う ・ 身体拘束をしないことを施設全体として取り組む	毎月
権利擁護委員会	・ 入居者様の権利擁護について話し合う ・ 不適切ケアを予防する ・ 意見が出やすいように投書箱を設置する	1 回/2 カ月
防災防犯委員会	・ 災害 BCP を継続する ・ 年 2 回の避難訓練を実施 ・ 安心して働く環境づくり（防犯を含む）	2 回/年
排泄委員会	・ 残存機能を生かしおむつ・パットを軽減する ・ 自然なお通じにつながるような支援を検討する ・ おむつのゴミ問題に取り組みSDGS活動に繋げる	1 回/2 カ月
情報発信委員会	・ SNS を利用して広報活動 ・ IT 化の勉強会	不定期
感染症委員会 (褥瘡予防)	・ 食中読および感染症予防の検討 ・ コロナウィルスなど感染予防の啓発活動 ・ 褥瘡予防の取組	1 回/3 カ月
SDGS 委員会	・ SDGS 活動を広める ・ 排泄委員会とおむつゴミ問題に取り組む ・ SDGS 17 項目に取り組む	1 回/2 カ月

《 みどりの丘が目指すもの 》

開設 15 年を迎えます。

みどりの丘ができた時は「綺麗な施設」と近隣の施設は驚いたと聞いています。
月日は経過し、新しくオープンする施設は多床室の個室化や介護DXへの備えが整っておりパンフレットを見ると、とてもかなわない・・・と思います。
これからも人手不足は解消されませんので少ない人員でも業務が遂行できるようなシステム化は必須となっていくでしょう。
時代の流れに沿っていくことは大切なことです。
しかしそれ以上に大切にしなければならないことがあると考えます。

何のための、誰のための施設かという事です。

みどりの丘は介護老人施設であり、自宅での生活が難しくなった高齢者が暮らす施設であるということです。

入居者様の暮らしを守ることが最も大切なことだと思います。

私たちはもう一度原点に帰ることをしました。

生活を支える中で行われている食事介助や排泄介助、入浴介助などの日常生活のサポートだけでは動作を手助けしているにすぎません。

食事ではその人の好みやタイミング、温度や匂い、入浴や排せつでは体調や羞恥心やストレスなど精神面のサポートがありはじめて『介護』となります。

人が人を思いやること・・・

人が人の世話をすること・・・

人が人のために行う事・・・

みどりの丘は『介護』ができる施設でありたいと思います。

開設 15 年目を迎えた今できること

それは介護と向き合う覚悟です。